

# 山都町集中改革プラン

本プランは、少子高齢化、行政ニーズの多様化、地方分権等山都町を取り巻く環境変化に対応していくために、平成17年3月29日付け総務省事務次官通知「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」（新地方行革指針）に基づき、8項目（①事務・事業の再編・整理、廃止・統合、②民間委託等の推進、③定員管理・給与の適正化、④諸手当の総点検の実施、⑤技能労務職の給与の見直し、⑥定員・給与の公表関係、⑦第三セクターの見直し、⑧経費節減等の財政効果）について取組目標を示したものであります。

この取組は、厳しい財政状況も大きな要因ではありますが、職員はもちろんのこと、住民一人ひとりの知恵を結集し、住みよい地域社会の仕組みを考える機会にしたいと考えます。

なお、本プランの内容を包含した上で、本町の行政改革について整理したものと別途「山都町行政改革大綱」を策定しています。

平成18年3月

山都町長 甲斐 利幸

## 1 事務・事業の再編・整理、廃止・統合

### (1) 平成16年度までの実績

- ・平成13年4月1日 町村会の電算システムを嘉島町、東陽村、小国町と共同導入し、財務・戸籍関係を新規に電算化【旧矢部町】
- ・平成15年4月1日 へき地保育所の休園（保育士職員3名は、町内の他の公立保育園に異動。）【旧蘇陽町】
- ・平成16年4月1日 教育環境の充実を目的とした小中学校統廃合（中学校2校→1校、小学校12校→4校）【旧矢部町】

### (2) 平成17～21年度までの5年間ににおける再編・整理等の目標

事務事業を(i)法令等で市町村の固有事務として実施する事務事業（法令事務）と(ii)(i)以外の事務事業に分類した上で、(i)についてはOA化の進展や職員の創意工夫により効率化、合理化を図っていくこととし、(ii)については所期の目的を達成したものについては廃止・縮小、又は類似のものは統廃合を進めていく。

- ・職員が担当業務について事務事業を見直す「行政評価」を実施し、①当該事業における行政の果たす役割、②事業効果（効率）、③受益と負担の適正化等を点検し、見直しを実施した上で次年度の予算へ反映させていく仕組みを作る。

## 2 民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む）

### （1） 公の施設についての取組目標

全ての公の施設について、利用状況や社会情勢等を踏まえ施設のあり方（存続or廃止）、運営のあり方（民間委託の推進、指定管理者制度の導入等）について検討していく。

#### ① 平成16年度末時点の管理主体の状況

	(施設数)
① レクリエーション・スポーツ施設	38
a 指定管理者制度導入済み施設数	0
b 管理委託制度導入済み施設数	5
c 業務委託実施済み施設数	24
d 全部直営施設	9
② 産業振興施設	4
a 指定管理者制度導入済み施設数	0
b 管理委託制度導入済み施設数	3
c 業務委託実施済み施設数	1
d 全部直営施設	0
③ 基盤施設	81
a 指定管理者制度導入済み施設数	0
b 管理委託制度導入済み施設数	0
c 業務委託実施済み施設数	29
d 全部直営施設	52
④ 文教施設	48
a 指定管理者制度導入済み施設数	0
b 管理委託制度導入済み施設数	2
c 業務委託実施済み施設数	37
d 全部直営施設	9
⑤ 医療・社会福祉施設	45
a 指定管理者制度導入済み施設数	0
b 管理委託制度導入済み施設数	0
c 業務委託実施済み施設数	27
d 全部直営施設	18
●合計	216
a 指定管理者制度導入済み施設数	0
b 管理委託制度導入済み施設数	10
c 業務委託実施済み施設数	118
d 全部直営施設	88

② 平成17年度～21年度までの5年間の取組目標

- ・平成18年4月に10の管理委託施設に指定管理者制度を導入
- ・平成18年4月に2つの直営施設（通潤橋史料館、井無田高原キャンプ場）に指定管理者制度を導入
- ・災害による施設の復旧状況を踏まえつつ、平成19年4月に1つの直営施設（猿ヶ城キャンプ村）について指定管理者制度を導入する予定。
- ・他の施設についても、指定管理者制度の導入の是非について引き続き検討。

※平成21年度末時点の管理主体の状況（見込）

		(施設)
①	レクリエーション・スポーツ施設	38
	a 指定管理者制度導入施設数	7
	b 業務委託実施済み施設数	24
	c 全部直営施設数	7
	d 民間譲渡・貸付施設数	
②	産業振興施設	4
	a 指定管理者制度導入施設数	3
	b 業務委託実施済み施設数	1
	c 全部直営施設数	
	d 民間譲渡・貸付施設数	
③	基盤施設	81
	a 指定管理者制度導入施設数	0
	b 業務委託実施済み施設数	29
	c 全部直営施設数	52
	d 民間譲渡・貸付施設数	
④	文教施設	48
	a 指定管理者制度導入施設数	3
	b 業務委託実施済み施設数	37
	c 全部直営施設数	8
	d 民間譲渡・貸付施設数	
⑤	医療・社会福祉施設	45
	a 指定管理者制度導入施設数	0
	b 業務委託実施済み施設数	27
	c 全部直営施設数	18
	d 民間譲渡・貸付施設数	
●	合計	216
	a 指定管理者制度導入施設数	13
	b 業務委託実施済み施設数	118
	c 全部直営施設数	85
	d 民間譲渡・貸付施設数	0

(2) その他事務についての取組目標

① 平成16年度末時点

事務内容	状況	備考
①本庁舎清掃	全部委託	
②本庁舎夜間警備	全部委託	守衛(2名)を配置
③案内・受付	全部直営	直接役場職員が対応(案内受付場所という別個のスペース無し)
④電話交換	全部直営	代表電話は総務課職員対応、各課の直通番号有
⑤公用車運転	全部直営	技労職1名
⑥し尿処理	一部委託	収集は委託、処理場は直営
⑦一般ごみ収集	全部委託	
⑧学校給食	全部直営	
⑨学校用務員事務	全部直営	
⑩水道メータ検針	全部委託	
⑪道路維持補修・清掃等	一部委託	地域住民の協力有(町は燃料代支給)
⑫ホームヘルパー派遣	全部委託	
⑬在宅配食サービス	全部委託	
⑭情報処理・庁内情報システム維持	一部委託	企画、運営は町職員が対応
⑮ホームページ作成・運営	一部委託	企画、運営は町職員が対応
⑯調査・集計	一部委託	調査委託実績:「高齢者実態把握調査」、合併前の「まちづくりアンケート」等
⑰総務関係事務 (給与、旅費、福利厚生)	全部直営	
⑱その他 ( 保育園運営 )	一部委託	へき地保育所:社会協議会へ運営を全部委託 公立保育所:派遣職員を活用

② 平成17年度～21年度の5年間の取組目標

代替性の是非、費用対効果及び住民との信頼性確保等を考慮のうえ、民間委託の可能性を検討していく。

### 3 定員管理・給与の適正化関係

#### (1) 定員関係

国が地方公務員の数に平成17年度から平成22年度の間、4.6%以上の削減を要請していること、山都町発足にあたっての合併協議において、「合併後10年間で100名削減を目標」にしていることを踏まえ、下記の②のとおり定員管理計画を策定し、実施していく。

#### ① 平成11.4.1～平成17.4.1までの純減実績 (※教育長除き。以下同。)

##### ア 各年度における4月1日付け総職員数 (年度内採用者・退職者数)

	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度
退職者数	/	14	20	26	28	22	22
採用者数		15	21	23	19	27	16
差引		1	1	-3	-9	5	-6
職員数	431	432	433	430	421	426	420

- 平成11.4.1～平成16.4.1の純減率 1.2 %
- 平成11.4.1～平成17.4.1の純減率 2.5 %

##### イ アのうち技能労務職員 (調理師、寮母 (父)、看護助手、運転手、衛生施設技師)

	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度
退職者数	/	1	4	5	4	3	1
採用者数		2	1	1	2	1	0
差引		1	-3	-4	-2	-2	-1
職員数	68	69	66	62	60	58	57

- 平成11.4.1～平成16.4.1の純減率 14.7 %
- 平成11.4.1～平成17.4.1の純減率 16.2 %

#### ② 平成17.4.1～平成23.4.1の計画

##### ア 各年度における4月1日付け総職員数 (年度内採用者・退職者数)

	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H17～H22計
退職者数	/	24	12	9	13	11	69
採用者数		6	6	4	3	3	22
差引		-18	-6	-5	-10	-8	-47
職員数	420	402	396	391	381	373	-

- 平成17.4.1～平成22.4.1の純減率目標 11.2 %

※今後の各年度の採用は、合併協定の取り決めにより、事務・技能労務職 (病院技術職以外) で3名としており、その内訳が事務職か技能労務職かは現時点では未定。

## (2) 給与関係

職員の給料について、住民の納得と支持が得られるよう、社会情勢の変化に対応し、給与制度・運用・水準の適正化を推進していく。

### ① 給与構造改革に伴う新給料表の導入

平成17年度の人事院勧告に従い、平成18年度から基本給を平均4.8%削減(30歳後半は7%削減)引き下げる新給料表を導入する。

### ② 高齢層職員昇給停止(一般行政職)

平成17年度の人事院勧告に従い、平成18年度から55歳以上職員の昇給幅を他の職員の半分程度に抑制する。

### ③ 退職時特別昇給

職員の退職時に2～3号特別昇給させる運用を平成18年度から廃止する。

### ④ 最高・枠外昇給

平成17年度の人事院勧告に従い、平成18年度から給料表の号棒の上限を超える枠外給の支給を廃止する。

## 4 諸手当の総点検の実施

職員の給料以外の各種手当についても、住民の納得と支持が得られるよう、社会情勢の変化に対応し、制度・水準の適正化を推進していく。

### (1) 特殊勤務手当の適正化

#### ① 現行制度・運用(平成17.4.1現在)

特殊勤務手当名	具体的内容	手当額
夜間看護手当	看護師が正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において看護業務に従事したとき	日額5,000円
感染症等防疫作業手当	職員が感染症又は家畜伝染病の防疫に従事したとき	日額400円
用地交渉手当	職員が公共事業の施行に伴う用地の取得又は補償業務に伴う地権者交渉に従事したとき	日額500円(夜間800円) 同一の相手方、3回目の交渉から支給
放射線取扱手当	職員が放射線関係業務に従事したとき	月額5,000円
税務手当	職員が税務業務に従事したとき	月額3,000円
老人ホーム業務手当	職員が老人ホーム入所者の生活支援業務に従事したとき	月額4,500円

#### ② 平成17年度～21年度における取組目標

平成18年度から行う見直しは次のとおり。

- ・【老人ホーム業務手当】について、近隣町との均衡を考慮し、月額(4,500円)を3,500円に減額。

- ・【税務手当】について、これまで税務関係職員全てを対象としていたが、臨戸徴収等滞納整理を行う場合に限定し、かつ1日400円の支給とする。
- ・また、【災害時の連絡待機】について、時間外勤務手当の支給を宿日直手当（日額4,200円を基本）対応へ変更し、実質的支給額を減額。

## （２） 通勤手当の適正化

### ① 現行制度（平成17.4.1現在の交通用具使用時の手当額）

（国の制度）

2～ 5km	2,000円
5～10km	4,100円
10～15km	6,500円
15～20km	8,900円
20～25km	11,300円
25～30km	13,700円
30～35km	16,100円
35～40km	18,500円
40～45km	20,900円
45～50km	21,800円
50～55km	22,700円
55～60km	23,600円
60km～	24,500円
※徒歩通勤者には支給せず	

（町の制度）

2～ 5km	2,300円
5～ 8km	5,800円
8～11km	9,300円
11～14km	12,800円
14～17km	16,300円
17～20km	19,800円
20～23km	21,600円
23～26km	24,800円
26～29km	28,100円
29～32km	30,400円
32～35km	32,500円
35～38km	34,300円
38km～	36,000円
※徒歩通勤者には支給せず	

### ② 平成17年度～21年度における取組目標

現行の水準が国家公務員及び熊本県職員の通勤手当水準と比較し高いため、平成18年度から熊本県職員水準並に引き下げる。

## 5 技能労務職の給与の見直し

### (1) 国や民間の同種の職種との比較の実施

#### ① 技能労務職員のラスパイレス指数

平成16	111.9
平成15	111.9
平成14	112.9

※ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数

### (2) 給料表の適正化

#### ① 給料表の適用について

国と異なる（国の6級制に対し2級制を採用している。職務分類表の関係上、国のように6級制を採用できないため、2級制とし、国の行二1級～5級までを複合して本町の行二1級とし、国の行二の6級を本町の行二2級としている。）

#### ② 平成17年度～21年度における取組目標

ラスパイレス指数の高さ、平成17年人事院勧告や経済財政諮問会議における指摘からも技能労務職の給与体系のあり方を検討すべき課題と認識し、平成17年度に初任給基準や運用昇給のあり方について職員組合と協議し、平成19年度以降の新規採用職員の初任給基準を（旧給料表上の）3号給分引き下げることで合意。

## 6 定員・給与の公表関係

### (1) 平成17年度定員・給与の公表

平成18年3月に「人事行政運営等の状況の公表に関する条例」を制定し、同時に平成16年度実績、平成17年4月1日現在の状況を公表済。

## 7 第三セクターの見直し

### (1) 第三セクターの状況

第三セクターの名称	当該第三セクターの存在の有無				設立年月日	経営の状況等（単位：百万円、%） 16年度決算時点					統廃合があった場合の統廃合の理由及び内容
	存在していた場合は○をつける					統廃合年月日	出資総額	うち山都町分		累積欠損金	
	特に累積欠損金の生じていた場合は◎をつける				出資額			出資割合			
	H6.4.1	H11.4.1	H16.4.1	H17.4.1							
1 株式会社 まちづくりやべ			◎	◎	H13.8.1	14	7	50.0	1	0	
2 有限会社 虹の通潤館		○	○	○	H8.4.1	4	2	57.1	0	0	
3 矢部町 土地開発公社	○	○	○	廃止	S49.8.28 H16.8.5	1	1	100.0	0	0	社会情勢の変化により公社の存在価値が薄れてきたためH16.8解散。
4 財団法人 清和文楽の里協会		○	◎	◎	H9.4.1	182	165	90.8	9	0	
5 有限会社 清和資源			○	○	H13.6.27	3	3	100.0	0	0	
6 有限会社 そよ風遊学協会		○	◎	◎	H9.3.17	100	100	100.0	93	13	
7 有限会社清和高原野 菜市场				○	H16.4.5	8	3	41.7	0	0	

- ・(有)虹の通潤館（国民宿舎、物産館を管理運営）、(財)清和文楽の里協会（清和文楽邑、天文台を管理運営）及び(有)そよ風遊学協会（そよ風パーク、キャンプ場を管理運営）の各社は、町の産業振興等の施策拠点施設等の管理運営を行い、地域雇用やにぎわい等一定の効果を上げてきた。
- ・しかし、施設の劣化、近隣における類似施設の建設に伴う地域間競争の激化等の社会環境の変化によって、経営状況が非常に厳しいものとなっている。
- ・さらに、地方自治法の改正で指定管理者制度が導入され、公の施設の管理運営に関して民間企業の参入も可能となったことから、各社は、その事業基盤に大きく影響を及ぼしており、経営のあり方が問われている。

### (2) 第三セクターの運営に係る今後の方針

#### ① 第三セクターの指定管理者移行に伴う措置

- ・平成17年度に(有)虹の通潤館、(財)清和文楽の里協会及び(有)そよ風遊学協会の経営状況について中小企業診断士による経営診断を実施し、課題を抽出。
- ・公の施設の指定管理者制度移行を踏まえ、原則として、町が指定管理料（管理運営委託料）を支払う対象施設は公益施設のみとし、物産館等の収益施設については町による「赤字補てん」を行わないことを決定。
- ・ただし、「そよ風パーク」の収益施設については経営収支の赤字が続き、町から補てんをせずには運営できない状況のため、今回の指定管理期間（3年間）に限定して町からの補てんを行うこととし、この間に営業利益ベースでの黒字化を目指してもらう。

## ② 第三セクターの統廃合・整理等見直しの実施予定

平成18年度中に、各三セク法人の最大出資者としての町は、今後の第三セクターのあり方について、合併時の協定事項「類似した事業内容を持つセクター等については、経営効率化の観点から新町において存続、統廃合及び再編を含め検討する。」を踏まえ、経営強化の観点も併せて専門家を交えて協議し、結論を出す。

## (3) 監査・情報公開の体制等

### ① 監査体制

平成18年度に(有)虹の通潤館、(財)清和文楽の里協会、(有)そよ風遊学協会においては会社独自の監査とは別個に町委託事業による外部監査を実施。

### ② 情報公開実施状況及び取組目標

各三セクは、経営状況及び経営改革の取組状況を公表する。

### ③ 第三セクターの役職員数と給与の見直し

- ・役職員数は必要最低限であり、給与についても人事院調査の生活賃金水準や県内企業の平均水準と比較しても下回っており、既に「給与手当」や「ボーナスカット」も実施している状況である。

## (3) 監査・情報公開の体制等

### ① 監査体制

今後、(有)虹の通潤館、(財)清和文楽の里協会、(有)そよ風遊学協会においては会社の監査とは別に町委託事業による外部監査を実施予定。

### ② 情報公開実施状況及び取組目標

- ・(有)虹の通潤館、(財)清和文楽の里協会、(有)そよ風遊学協会においては、経営改革の取組状況を公表する。
- ・(有)虹の通潤館、(財)清和文楽の里協会、(有)そよ風遊学協会においては、財務諸表については、貸借対照表、損益計算書に加えて、キャッシュフロー計算書を作成し、経営内容、財政の透明性等を確保していく。

## 8 経費節減等の財政効果

### (1) 平成17年度～21年度における取組目標

#### ○財政の健全化と自律化の促進

町の将来像の方向性を示した「総合計画」の実現に向け、限られた財源の重点化を図るため、自らの財政状況を分析した上で、事務事業の選択と集中を行っていくこととする。

厳しい財政状況下において、一層の財政健全化と自立した財政運営を果たしていくため、職員の創意工夫及び住民の協力のもと、歳入確保や経費節減を実施していく。

#### ① 歳入確保策

- ・ 地方税等の徴収率向上のため、全職員を挙げた意識の統一、税に関する町民への周知、納税方法の利便性の検討、徴収体制の強化に取り組む。
- ・ 体育館等教育施設等の使用料について受益者負担の適正化の観点から見直す。
- ・ 公営住宅滞納者への早期回収の取組を強化する。
- ・ 未利用町有地の売却、貸付を推進する。

#### ② 歳出削減策

- ・ 今後、年間10名以上発生する定年退職者の補充を3名とし、嘱託・臨時職員の調整も図りつつ適正な定員管理を実施し、人件費の抑制を図る。職員数を削減する中でも住民ニーズに対応した組織づくりを進める。
- ・ 職員の健康管理の面からも時間外勤務の縮減を進める。
- ・ 町単独補助（特に団体運営補助）を見直す。
- ・ 学習環境の向上の観点からの小学校の再編（H18年4月に清和地区3校→1校）を推進する。
- ・ 中期財政計画の策定を通じ、大規模事業の着工時期の再検討や要望事業の効率的・重点的配分を実施する。
- ・ 銀行等引受債の償還期間等の見直し等により各年度の公債費（償還金）を抑制する。
- ・ 利用実態の把握と管理形態の見直しを通じ、公の施設の管理運営委託費を見直す。
- ・ 事業計画・経営改善計画の策定を通じ、企業会計（簡易水道・病院）への繰出金を見直す。
- ・ 収入役を置かない条例の制定（H18～）により特別職報酬額を削減する。

(2) 平成17年度～21年度における効果額

①歳入確保策

【単位：百万円】

	内 容	効果額
①超過課税の実施、法定外税新設	現在のところ導入予定なし	0
②税の徴収対策	滞納対策による税負担の公平性の確保 (差押え、戸別徴収、休日・夜間徴収)	10
③使用料・手数料の見直し	施設使用料に係る受益者負担の見直し (教育施設等使用料)	2
④未利用財産の売り払い等	今後利活用が見込めない町有未利用地の早期売却促進	2

②歳出削減策

【単位：百万円】

	内 容	効果額	
①人件費の削減	職員削減 (議員含む)	1,457	
	うち退職者の不補充	784	
	うち嘱託、臨時、派遣職員等の活用	—	
	給与等削減		
	職員	給料	—
		手当	通勤手当、特殊勤務手当の見直
			40
	三役等	給料	—
	特別職	手当	—
	議員	給料	—
	手当	—	
その他		—	
	うち福利厚生事業	—	
②組織の統廃合	組織の統廃合により経費節減につながるものは現在のところ	0	
③民間委託による事務事業費削減	妥当性、信頼性を考慮し推進していく。	0	
	うち指定管理者制度導入によるもの	0	
④施設等維持費の見直し	縮減に向けて実態調査を行い、検討	—	
⑤補助金等の整理合理化	敬老事業の一部、身障者福祉年金、心身障害者扶養手当、健康評価事業、家族経営協定祝金の廃止	47	
⑥投資的経費の見直し	要望事業の効果的・重点的配分等を進める	—	
⑦内部管理経費の見直し	物件費の抑制 (公用車の適正配置等) を進めていく。	—	
⑧その他事務事業の整理合理化		—	

# 山都町立国保蘇陽病院中長期計画（平成18年度～平成22年度）

## 1 計画策定趣旨

本院は、当時「無医村解消の魁」と呼ばれた元熊本医大外科教授 東陽一博士が、昭和22年に開設した日本医療団馬見原病院に端を発し、以後、蘇陽町清和村病院組合蘇陽病院を経て、平成17年 2月11日山都町誕生により、山都町立国保蘇陽病院となった。この機に、本院の存在意義を問い、且つへき地の町立病院としてのあり方を再検討して、地域医療への貢献や、合理的な経営等についての計画を定めることとした。

本院の課題としては、老朽化した病院施設面と赤字基調である経営面が考えられる。

特に、収支改善の為の施策については、山都町全体の集中改革プランとも連動しながら、事務職員の配置転換等、積極的に取り組む必要がある。

## 2 事業運営の基本方針

### （1）計画の位置付け

本中長期計画は、山都町の総合計画や集中改革プランとも連動するものである。

### （2）計画策定の期間

開始年度を平成18年度とし、平成22年度までの5年間とする。

### （3）事業運営の目標

#### ・職員定数管理

平成17年度 77人を平成18年度 74人へと減じ、平成22年度に 64人とする。

#### ・収支の目標

平成16年度収支 -9,684万円を順次圧縮し、平成22年度の目標収支を、決算ベースで 3,000万円とする。

### （4）経営基盤強化への取組みに係る基本方針

#### ・行政改革等への対応方針

特に事務職員定数の適正化に努め、効率的な病院経営を目指す。

#### ・アウトソーシング等の導入についての方針

医事業務、患者給食業務について、積極的に導入を図る。

### 3 事業計画

#### (1) 中期財政収支計画 (予算ベース、単位：千円)

##### ①収益的収支及び資本的収支

		H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
収益的 収支	医業収益	782,510	790,335	794,286	798,257	799,853
	医業外収益	135,361	136,714	137,397	138,083	138,497
	医業費用	880,475	871,670	861,963	853,343	849,076
	医業外費用	32,396	32,072	31,751	31,592	31,434
	予備費	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
	経常損益	0	18,307	32,969	46,405	52,840
資本的 収支	企業債	0	0	100,000	1,400,000	0
	補助金	19,585	20,000	20,000	200,000	10,000
	繰入金	15,585	13,018	12,791	12,937	6,248
	建設改良費	0	0	100,000	1,500,000	0
	企業債償還金	8,699	4,527	4,187	4,405	4,872
	機械器具購入費	39,319	30,000	30,000	30,000	10,000

##### ②企業債残高

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
総額 (うち公的資金)	57,304 (57,304)	52,777 (52,777)	48,589 (48,589)	44,185 (44,185)	39,552 (39,552)

#### (2) 中期指標 (単位：千円 %)

H16年度 経常収支比率 **89.23%** 累積欠損金比率 **2.26%**

繰入金比率 **11.17%** 1人あたり営業収益 **10,441千円**

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
経常収支比率	95.00%	96.50%	98.50%	100.00%	103.31%
累積欠損金比率	2.00%	1.50%	1.00%	0.50%	0.00%
繰入金比率	10.00%	10.00%	10.00%	10.00%	10.00%
職員1人あたり営業収益	12,403	12,876	13,503	14,406	14,662
事故件数	0	0	0	0	0

#### (3) 将来需要予測 (単位：人)

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
外来患者数	51,000	51,500	52,000	52,500	53,000

#### (4) 主要施策

病院新築移転(平成19年度基本構想、平成20年度実施計画、平成21年度施設整備予定)

#### **4 経営基盤強化への取組み**

##### **(1) 収益増加への取組み**

診療報酬の見直し等、本事業を取り巻く環境は厳しいものではあるが、積極的な住民への周知活動や保健活動の更なる推進等により、検診業務を含めた外来患者数を伸ばして、増収増益を図る。

##### **(2) 経営効率化への取組み**

事務職員の一般会計への異動や、アウトソーシングの推進による業態のスリム化を図る。

第三者機関による病院運営検討委員会（仮称）の設置。

##### **(3) 人材育成への取組み**

職員個々の能力開発に資するための研修機会を増やし、各人の資格取得を積極的に奨励する。

#### **5 環境保全等への取組み**

一般廃棄物、医療系廃棄物を問わず、分別や梱包方法を見直し、廃棄物の減量化を図る。

#### **6 計画達成状況の公表**

(1) 公表時期 中間報告、最終報告ともに、山都町の実施時期による。

(2) 公表方法 山都町の方法による。

# 山都町水道事業中期経営計画

平成18年3月 山都町

# 1 計画書策定の趣旨

## (1) 事業の現状

山都町の水道事業については、浜町を中心とした市街地とその周辺の農村地域をエリアとして、平成17年3月31日現在で5,411人の人々に対し給水しており、ライフラインとしての役割を果たしています。

### (平成16年度決算 上水道事業経営分析)

市町村等名	現在給人口 A (人)	行政区域内人口 B (人)	計画給人口 C (人)	普及率		1日平均配水量 ( $m^3$ )	1日最大配水量 ( $m^3$ )	1日配水能力 ( $m^3$ )	年間総配水量 D ( $千m^3$ )	年間総有収水量 ( $千m^3$ )	導送配水管延長 E (km)	導水管延長 (km)	送水管延長 (km)	配水管延長 (km)	導送配水管使用効率 D/E ( $m^3/m$ )	営業収益 F (千円)
				A/B*100 (%)	A/C*100 (%)											
山都町	5,411	20,226	9,000	26.8	60.1	2,350	3,690	5,000	857.78	616.82	55.33	3.60	1.33	50.40	15.50	84,603

市町村等名	損益定 G (人)	職員1人当たり A/G ( $千m^3/人$ )	職員1人当たり F/G (千円/人)
山都町	3	1,804	28,201

市町村等名	総収益 A	営業収益 B	営業外収益 C	特別利益 D	総費用 E	営業費用 F	営業外費用 G	特別損失 H	総収支比率 A/D*100	受託工事収益	受託工事費用	受託工事費用	営業収支比率 (B-G)/(E-H)*100	経常費用 E+F J
										営業収益	H	営業費用		
山都町	85,063	84,603	456	4	94,168	84,141	9,943	84	90.3	0	4	4	100.6	94,084

市町村等名	経常損益		累積欠損金		家庭用料金(口径13mm) 注の実施年月日		負荷率 (%)	最大稼働率 (%)	有収率 (%)	給水原価 B ( $円/m^3$ )	うち資本費 ( $円/m^3$ )
	H15 (千円)	H16 (千円)	H15 (千円)	H16 (千円)	10 $m^3$ (円)	20 $m^3$ (円)					
山都町	0	0	8,709	9,105	1,050	2,520	H9.4.1	-	-	-	-

(注) 家庭用料金欄の合計は単純平均である。

市町村等名	収益的収入				資本的収入					資本的収入 D	資本的収入 B/D*100	実繰入額 A+B	資本的収入	
	他会計負担金	他会計補助金	他会計繰入金	計 A	他会計出資	他会計負担金	他会計借入金	他会計補助金	計 B					
山都町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,439	0.0	0	0

## (2) 事業の課題

水道事業においては、これまで安定的な給水のため施設を敷設しているところですが、これらの多くは昭和31年給水開始以来順次拡張を続けて建設されたもので、施設の更新や維持管理に多くの費用が必要となってきています。

収益が減少傾向にある中、施設の更新や維持管理経費の増加により、水道事業を取り巻く経営環境は、いっそう厳しさを増すものと見込まれることから、経費の削減、民間経営手法の導入や経営体質の強化等に取り組んでいく必要があります。

## 2 事業運営の基本方針

### (1) 計画期間

5年間：平成17年度(2005)～平成21年度(2009)

### (2) 事業運営の目標

安全な水を安定的に供給することを基本とし、公営企業としての公共性と経済性の調和を図りながら住民サービスの維持と経費節減を図ることにより、事業の健全経営に努めます。

### (3) 経営基盤強化への取組に係る基本方針

事業の見直しや民間活力の導入などにより経営の効率化を進めます。

### 3 事業計画

#### (1) 中期財政収支計画

##### ① 収益的収支及び資本的収支

(単位:千円)

		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
収益的 収 支	料金	85,000	85,000	86,000	86,000	86,000
	他会計補助金等	0	0	0	0	0
	人件費	27,581	23,188	23,188	23,188	23,188
	物件費	56,560	58,927	58,927	58,927	58,927
	経常損益	859	2,885	3,885	3,885	3,885
資本的 収 支	企業債	0	35,000	0	0	0
	他会計借入金等	0	10,800	0	0	0
	国庫補助金	0	12,962	0	0	0
	県補助金	0	0	0	0	0
	建設改良費	5,300	79,722	3,000	3,000	3,000
	企業債償還金等	18,946	19,591	19,648	13,042	15,989

##### ② 企業債残高

(単位:千円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
総 額 (全て 公的資金)	390,300	405,709	386,061	373,019	357,030

#### (2) 中期指標

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
経常収支比率	101.0	103.5	104.7	104.7	104.7
不良債務比率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
累積欠損金比率	—	—	—	—	—
職員一人あたり営業収 益 (単位:千円)	28,333	34,000	34,400	34,400	34,400

#### (3) 定員管理に関する計画

(単位:人、%)

H11.4.1	H16.4.1	H17.4.1	H22.4.1	減少率		
				H16-H11	H17-H11	H22-H17
a	b	c	d	(b-a)/a	(c-a)/a	(d-c)/c
3.0	3.0	3.0	2.5	0.0	0.0	-16.7

「山都町集中改革プラン」3 (1) ②定員管理の内数となります。

(4) 給与の適正化に関する計画

「山都町集中改革プラン」3 (2) 給与関係に準じます。

(5) 将来需要予測

(単位:人、立米)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
給水人口	5,408	5,450	5,440	5,430	5,420
年間総給水量	608,300	613,500	612,300	611,100	609,900
1日平均給水量	1,667	1,681	1,678	1,674	1,671

(6) 主要施策

施策名	実施時期	内容(理由)
1 軽貨物乗用車購入	H17年度	車両老朽化のため
2 荒谷・谷山配水管敷設	H17～H18年度	無水源対策
3 第4水源地～芦屋田配水池テレメータ工事	H18～	
4 第4水源地ポンプ取替工事	H18～	老朽化のため
5 市街地老朽管敷設替工事	随時	老朽化のため

(7) 設備投資計画

(単位:千円)

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
老朽施設更新事業	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
配水管整備事業	4,000	35,972			
ライフライン機能強化等事業 (テレメータ設置)		36,750			

4 経営基盤強化への取組

(1) 経営改革への取組

現状では、メータ検針、取替業務、緊急漏水工事等委託は推進していますが、今後も他市町村等の委託状況を参考にしながら委託等を進めていきます。

	概要	取組状況				
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
資産の有効活用方策			検討			
民間委託の導入	・検定満了量水器の取替 ・その他委託可能なもの	実施	検討			

# 「山都町簡易水道事業中期経営計画」

平成18年3月

山 都 町

# 山都町簡易水道事業中期経営計画

## 1 本事業の概要

山都町簡易水道事業は、矢部、清和、蘇陽の町村合併により22施設の簡易水道が存在し、平成17年3月31日現在で、給水戸数2,524戸、給水人口7,725人に給水を行っている。これは山都町世帯の37%、人口の39%に該当する。

## 2 本事業の課題

### (1) 法令上の問題

合併後、合併前の3町村における簡易水道事業の実施体制が異なる部分もあったため、統一的な体制構築へ向け調整を行う中で、平成17年12月に事業認可者である県から次のような指摘を受け、改善するよう指導があった。

#### ① 経営主体の問題

- ・水道法第6条に基づく事業の認可においては、町が経営主体とされており、国から国庫補助金等の財政的支援があっているが、本町の22施設のうち11施設については、町が水道施設を有償（使用料）により使用者で組織する水道組合（以下「組合」という。）と管理委託契約を締結し、実態上は次のとおり組合が経営主体（以下、「組合営」という。）となっていること。

そのため、町に納入される「水道料金」（200円～400円／月）が原価主義となっていないこと。

：組合営の運営は、各組合で決定された水道料金（頁10～11のとおり）を組合が徴収し、組合は町へ水道施設の使用料として200円～400円／月を納めている。組合で徴収した水道料金から町に納めた残額は、組合の運営資金（総会費、役員手当、修繕費、電気代、積立金、借地料、施設建設時の起債借入償還財源のうち使用者負担分等）として充てている。

#### ② 水道技術管理者不在の問題

- ・水道法第19条に基づく水道技術管理者が設置されていないこと。
- ・水道技術管理者は、専門的知識に基づき、水質検査、衛生上の措置、給水開始前の検査等の法定業務を実施することになっているが、上記①に係る組合においては、水質検査の一部や衛生上の措置等本来水道

技術管理者がすべき業務を行っており、水質管理の面で問題があること。

- ・町が組合に日常的な軽易な維持管理を委託することは可能であるが、現状においては、「軽易な維持管理」の範囲を超えていること。

### ③ 情報提供不足の問題

- ・町の水質検査計画が未策定であり、水質検査の結果等所定の事項について住民に情報公開がなされていないこと。

## (2) 合併後の調整

合併前の簡易水道事業の取扱いについては、以下のとおり合併後に調整することが決定されており、平成17年8月に町長の諮問機関「簡易水道等審議会（構成員：町議、簡易水道を使用する者）」を設置し、鋭意調整しているところである。

### ① 簡易水道組織機構の運営方式

現行のまま新町に引き継ぐ。

### ② 簡易水道料金

現行のまま新町に引継ぎ、直営分については、合併後3年以内に調整する。

### ③ 簡易水道関係手数料

現行のまま新町に引継ぎ、合併後3年以内に調整する。

### ④ 簡易水道工事負担金

現行のまま新町に引継ぎ、合併後3年以内に調整する。

### ⑤ 小規模簡易水道補助金

合併後新町において検討する。

### ⑥ 簡易水道事業整備計画

合併後新町において検討する。

## (3) 料金滞納の問題

町が経営主体となっている清和地区と蘇陽地区の11施設においては、給水区域の拡張を進めながら水道料金の増益を図っているところであるが、一方では水道料金の滞納額が膨れ上がり、平成12年度決算で1,165千円であったのが、平成16年度決算では5,537千円となっている。

なお、昭和61年度からの過年度分のものもあり、中には所在不明者も含

まれているものの不納欠損処理事務について整理がなされていないという問題もある。

#### (4) 経営基盤強化への取り組み

法令の範囲内で町が簡易水道に係る事務について直接実施するより、外部の民間会社や地域組織にアウトソーシングした方が、効率的かつ効果的なものについては推進を図っていく必要があること。

### 3 今後の取組方針

上記2のとおり、本事業においては、早期に解決する必要がある課題を抱えているところであるが、次の対応を実施し着実に改善していく。

#### (1) 法令上の問題

適正・適法な事業経営に向けて、平成18年3月下旬から5月上旬にかけて町から組合に説明を実施し、改善を図っていく。

##### ① 経営主体の問題

客観的にも町が経営主体と見なされるよう、平成18年3月議会において「山都町簡易水道等事業の設置に関する条例」及び「山都町簡易水道等事業給水条例」等を改正し、次の取組みを行うこととしている。

ア 使用者は今まで組合に納めていた水道料金を町に納めていただく。

イ 各組合で決めていた水道料金（基本料金と超過料金等）について統一する。

ウ 建設時の起債借入償還に係る使用者負担分については、新しい水道料金に含めることとする。そのため、現在組合で管理されている償還財源については町に引き上げることとする。

エ 組合に事務を委託する部分については、軽易な総合的な維持管理業務（毎日の水質検査、残塩測定、水源地や配水池周辺の清掃作業等）、検針業務及び徴収業務等とし、その際業務委託契約を町との間で締結し、町は所要の委託料を支払うことにする。

##### ② 水道技術管理者不在の問題

資格を有す職員を平成17年12月1日付けで任命し、解消されたところである。なお、将来的には、現資格を持つ者の人事異動もあることから、計画的に後継者育成を図るために、毎年開催される「水道技術者資格取得講習会」に職員を受講させることとする。

### ③ 情報提供不足の問題

水質検査計画については平成18年3月に策定し、情報提供については次表により実施していく。

広 報 事 項	広 報 媒 体	広 報 頻 度
定期の水質検査の計画及び結果その他水道により供給される水の安全に関する事項	町広報誌 (毎月発行)	年1回
水道事業の実施体制に関する事項	町ホームページ	年1回
水道施設の整備その他水道事業に要する費用に関する事項	町ホームページ	年1回
水道料金その他需要者の負担に関する事項	町ホームページ	年1回
給水装置及び貯水槽水道の管理等に関する事項	町ホームページ	年1回
臨時の水質検査の結果	町ホームページ	随時
災害、水質事故等の非常時における水道の危機管理に関する事項	町ホームページ	随時

## (2) 合併後の調整

### ① 水道料金の統一について

組合営以外の町直営施設については、清和地区においては4施設、蘇陽地区においては7施設の計11施設が存在するが、簡易水道等審議会において料金の調整は既に終了したものの実施時期の決定が残されている。合併協議においては、「3年以内に調整する」とこととされているため、運営方式等を含め、平成19年度中には議会において条例改正（水道料金の統一等）の可決がいただけるよう簡易水道等審議会や水道組合長会議等の関係機関との調整を進めていく。

なお、町直営施設と組合営施設の水道料金の統一が望ましいところであるが、現状では両者の基本料金や超過料金の格差があり過ぎるため、まずは、組合営の11地区の水道料金の統一を調整し、その後に、町直営との水道料金と調整する2段階方式で進めることとする。

## (3) 料金滞納の問題

今後、滞納対策として徴収事務及び給水停止業務の徹底を図り、住民への理解を求めて行く。本人不明等どうしても徴収できない場合は、不納欠

損事務も進めていく。

なお、直営施設については今まで、督促手数料については徴収していなかったため、督促手数料として100円を平成18年3月定例議会の条例提案の中で盛り込んだ。

また、給水停止及び開栓業務については、広範囲のため外部への業務委託の導入を検討する。

#### (4) 経営基盤強化への取り組み

##### ① 収益増加への取組

- ・ 水道施設拡張の推進（料金増加）
- ・ 水道料金の統一（組合営の水道料金の改善）
- ・ 水道料金の調定と納付書送付の適切な事務
- ・ 口座振替の推進
- ・ 未納者への適切な通知と停止処理業務の確立
- ・ 窓口業務の充実、顧客サービスの向上

##### ② 経営効率化への取組

- ・ 上水道と簡易水道の施設の統合認可の推進
- ・ 広域管理の水道施設の把握と管理システムの導入
- ・ 職員数の削減の管理計画の策定

合併後の職員は、本庁において2名、清和総合支所において1名、蘇陽総合支所において3名を配置している。

本庁の工務係は、上水道事業の工務も兼ねてはいるが、各総合支所でも同じような事務をしているため、事務の集約化を図り削減が可能かどうか検討を行う。

・外部委託への推進

**アウトソーシング等民間的経営手法の導入等についての方針**

**【水質試験検査業務】**

合併後、全域にわたり外部委託を実施している。上水道事業を含めて単価見積書の提出を求め、緊急な水質検査等に対応している。

**【塩素滅菌機維持管理業務】**

平成17年度までは矢部地区のみを実施してきたが、平成18年度からは全域の施設を対象に外部委託する。

**【組合営への管理委託業務の整理】**

① 毎日の水質検査・残留塩素測定

法的に事務付けられており業務契約の事項に盛り込む。

② 施設の施錠、汚染防止等

水源地や配水池の管理等を業務契約に盛り込む。

③ 検針業務

組合営で実施していた要領で、業務契約に盛り込む。

④ 水道料金徴収業務

組合営で実施していた要領で、業務契約に盛り込む。

⑤ 安易な施設管理業務

水源地や配水池周辺の草払い等を業務契約に盛り込む。

**【外部業務委託を検討すべき事務】**

① 水道料金滞納による停水業務

② 配水管の漏水防止調査

③ 汚泥排水処理業務（ロボット清掃業者への委託）

**③ 人材育成への取組**

- ・ 年間に実施される各種の研修計画への参加
- ・ 職員の「水道技術管理者」資格の取得
- ・ 水道施設整備の施工技術職の向上

**④ 目標とするサービス水準や顧客満足度等**

簡易水道施設は、広範囲にわたっており災害時等の緊急事態に対応するため、本庁と総合支所間の連携を密にし、連絡網体制を確立し、事故等に対する出動のスピード化を図り、停電や災害による被害を最小限に食い止める。

**(5) 計画策定の期間**

開始年度	終了年度
平成17年度	平成21年度

## 4 事業計画

### (1) 中期財政収支計画

#### ①収益の収支及び資本の収支 (単位：千円)

		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
収益的収支	料金	76,576	80,364	80,000	80,000	80,000
	人件費	13,955	19,762	20,000	20,000	20,000
資本的収支	企業債	270,900	207,000	79,380	86,400	118,692
	他会計補助金等	82,284	49,733	60,000	60,000	60,000
	国補助金	151,740	129,166	58,800	64,000	87,920
	建設改良費	451,266	340,118	147,000	160,000	219,800
	企業債償還金等	77,949	78,175	83,528	84,827	84,265

#### ②起業債残高 (単位：千円)

	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
総額	49,969	51,582	58,603	61,600	62,451
(うち公的資金)	( " )	( " )	( " )	( " )	( " )

### (2) 将来需要予測 (単位：m<sup>3</sup>)

	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
年間総給水量	1,170,580	1,158,875	1,147,286	1,135,813	1,124,454
1日平均給水量	3,207	3,175	3,143	3,111	3,079

### (3) 主要施策

	施設名	実施時期	内容(理由)
1	馬見原地区簡易水道整備事業	H18年5月	給水拡張による配水管布設
2	高月地区簡易水道整備事業	H18年5月	老朽管の更新(昭和28年度)
3	島木地区飲料水供給施設事業	H18年5月	給水拡張による配水管布設

### (4) 設備投資計画 (単位：千円)

	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
木原谷地区簡易水道整備事業	84,523				
馬見原地区簡易水道整備事業	351,540	260,000			
高月地区簡易水道整備事業	7,500	86,826	120,000		
小峰地区簡易水道整備事業			20,000	80,000	119,800
菅尾第2地区簡易水道整備事業			7,000	80,000	100,000

## 5 環境保全等への取組

- ・節水や漏水防止等の啓発活動を広報紙へ掲載する。

## 6 計画達成状況の公表

### (1) 公表時期

	公 表 時 期
中 間 報 告	平成20年4月
最 終 報 告	平成22年4月

### (2) 公表方法

- ・情報公開様式を活用する。

## 7 その他特記事項

- ・水道事業は、施設の新設、改良、更新、維持管理等は必要な業務であり、特にこれからの施設の老朽化に伴う更新事業には多額の財源を要するため、財源確保についても併せて考えていかなければならない。
- ・水道法における「水道技術管理者」の設置については、職員の人事異動が伴うため、随時設置されるよう措置する。

情 報 開 示

(平成18年4月1日現在)

1. 事業概要

1	団 体 名	山都町	7	組織概要	【組織図等掲載】 管理者（町長） ↓ 水道課→ 経理係 工務係
2	組 織 名	山都町水道課			
3	事 業 名	簡易水道事業			
4	管 理 者	山都町長 甲斐利幸			
5	所 在 地	山都町浜町6番地			
6	職 員 数	6.5人			

2. 業務予定量

	業 務 項 目	予 定 量
1	給水戸数	2,713戸
2	年間総給水量	1,158,875 m <sup>3</sup>
3	1日平均給水量	3,175 m <sup>3</sup>

3. 一般会計等の関与（平成18年度当初予算）

内 訳	金額（千円）	備 考（算出方法等）	
1	出資債	—	
2	補助金	129,166	事業費の100分の40（厚生労働省の制度事業活用）
3	負担金	5,400	高月地区事業負担金（15万円×36戸）
4	繰出金	49,733	一般会計繰入金
5	貸付金	—	
6	機会費用	—	

4. 企業債残高（平成17年度末）

	区 分	金額（千円）	備 考
1	企業債 （うち公的資金）	1,278,867 （ " ）	当該年度末（現在高見込額）
2	借入金	207,067	高月地区、馬見原地区簡易水道事業債
3	その他金銭債務	—	

5. 職員定数の状況（平成18年度）

	項 目	人数等		項 目	金額（千円）
1	職員定数	6.5人	1	人件費（人件費率等）	19,762
			2	職員給与費	10,228
			3	職員平均給料月額	352
			4	職員手当	7,229

## 6. 定員管理計画

	H11. 4. 1 (A)	H16. 4. 1 (B)	H17. 4. 1 (C)	H22. 4. 1 (D)	減少率		
					C—A/A	C—B/B	D—C/C
合計	6.0人	6.0人	6.0人	4.5人	0%	0%	25%

「山都町集中改革プラン」3（1）定員管理計画に含まれる。

## 7. 給与の適正化計画

給与の適正化に関する計画については、「山都町集中改革プラン」3（2）給与の適正化と同一となる。

## 8. 公共料金等の状況（平成18年度）

	項目	金額
1	矢部地区の料金	下記のとおり
	清和地区の料金	下記のとおり
	蘇陽地区の料金	下記のとおり
2	公共料金算定方法	合併前の料金による。
3	公共料金の推移	合併前の条例による。

### ※山都町簡易水道等事業給水条例

(料金)

第32条 料金は、次に定めるところより算定した額の合算額（その額に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入した額）とする。

(1) 矢部地区の簡易水道及び簡易水道以外の料金

ア 簡易水道の基本料金

名称	基本料金(1箇月につき)
長谷地区簡易水道	300円
大矢野原地区簡易水道	400円
田小野地区簡易水道	300円
下名連石地区簡易水道	400円
稻生野地区簡易水道	400円
川内地区簡易水道	400円
白糸地区簡易水道	400円

(注) 表の金額は、消費税相当額を加えた総額表示である。

イ 簡易水道以外の基本料金

名称	基本料金(1箇月につき)
島木地区飲料水供給施設	300円
日南田地区飲料水供給施設	300円

菅囲地区飲料水供給施設	200円
横野地区飲料水供給施設	200円
下鶴地区小規模水道施設	300円
上菅地区小規模水道施設	200円
津留地区小規模水道施設	200円
笈石地区小規模水道施設	400円
津留本村地区小規模水道施設	200円
葛原地区小規模水道施設	400円

(注) 表の金額は、消費税相当額を加えた総額表示である。

(2) 清和地区の簡易水道及び簡易水道以外の料金

ア 給水装置の種別に応じた基本料金

名称	種別	基本料金(1箇月につき)
井無田地区簡易水道	専用栓	1戸当たり210円
高月地区簡易水道		
小峰地区簡易水道	共用栓	1世帯当たり52円
貫原地区小規模水道施設		

(注) 表の金額は、消費税相当額を加えた総額表示である。

(3) 清和地区の簡易水道の料金

名称
中部地区簡易水道
尾野尻地区簡易水道
木原谷地区簡易水道
鶴ヶ田地区簡易水道

ア 給水装置の種別及び用途に応じた基本料金及び超過料金

種別	用途	基本料金 (1箇月につき)	超過料金 (1立方メートルにつき)
専用栓	一般用	1戸当たり1,050円	105円
	公共用	1戸当たり315円	105円
共用栓	一般用	1世帯ごとに1,050円	105円

イ 同表に掲げる水道メーターの口径に応じたメーター使用料

メーター口径	メーター使用料(1箇月につき)
13ミリ	52円
20ミリ以上25ミリ以下	105円
30ミリ以上40ミリ以下	210円

(注) 表の金額は、消費税相当額を加えた総額表示である。

(4) 蘇陽地区の簡易水道の料金

ア 給水装置の種別に応じた基本料金及び超過料金

名称	種別	基本料金 (1箇月5立方メートル以内)	超過料金 (1立方メートルにつき)
馬見原地区簡易水道 菅尾地区簡易水道 柏地区簡易水道	専用栓	1,260円	126円
柏第二地区簡易水道 東竹原地区簡易水道 西部地区簡易水道 今村地区簡易水道	共用栓	無料	84円

(注) 表の金額は、消費税相当額を加えた総額表示である。

## 9. 民間的経営手法の導入状況

### (1) 水質試験検査業務

- ・合併後、全域にわたり外部委託を実施している。上水道事業を含めて単価見積書の提出を求めている。

#### ※水道法第4条に基づく項目の検査項目

##### ①概ね月1回以上(9項目)

- ・一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物の量、PH、味、臭気、色度、濁度

##### ②年3回以上(26項目)

- ・①の項目以外に、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、ホウ素及びその化合物、非イオン界面活性剤、フェノール類、アルミニウム及びその化合物、1,4-ジオキサン、シアン化物イオン及び塩化シアン、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、ホルムアルデヒド、臭素酸

##### ③年1回以上(50項目)

- ・②の項目以外に、カドミウム及びその化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、ヒ素及びその化合物、フッ素及びその化合物、ナトリウム及びその化合物、マンガン及びその化合物、カルシウム、マグネシウム等、蒸発残留物、陰イオン界面活性化、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物、銅及びその化合物、四塩化炭素、1,1ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、ジェオスミン、2-メチルイソボルネオール、

(2) 塩素滅菌機維持管理業務

- ・平成17年度までは矢部地区のみを実施してきたが、平成18年度からは全域を対象に外部委託する。

10. その他特記事項

- ①水道事業は、施設の新設、改良、更新、維持管理等は必要な業務であり、特に施設の老朽化に伴う更新事業には多額の財源を要するため、財源確保についても併せて考えていかなければならない。
- ②水道法における「水道技術管理者」の設置については、職員の人事異動が伴うため、随時設置されるよう措置する。
- ③地元水道業者との技術や意見交換等の開催。